

審 査 基 準

平成 2 6 年 1 0 月 2 9 日作成

法 令 名：自動車の保管場所の確保等に関する法律
根 拠 条 文：第 4 条第 1 項
処 分 の 概 要：自動車の保管場所証明
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め： 自動車の保管場所の確保等に関する法律第 3 条（保管場所の確保） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令第 1 条（保管場所の要件）、第 2 条（保管場所の確保を証する書面等） 自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則第 1 条（保管場所の確保を証する書面の交付の申請の手続等）、第 2 条（保管場所の確保を証する通知の申請の手続等）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない）
標 準 処 理 期 間：7 日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：保管場所を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ 先：保管場所を管轄する警察署交通課 警察本部交通部交通規制課企画係（電話 0952-24-1111 内 5184）
備 考：令和元年 5 月 2 9 日改訂